公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発」全体共通事項

資料名	No	該当項目・内容	問	答
公募要領	1-1	1．事業内容及び公募対象	各研究開発項目で採択予定件数は決まっているか。	採択予定件数は決まっておりません。全体予算の中で調整のうえ、決定します。
	1-2	1．事業内容及び公募対象	共同提案の場合の事業規模はどの程度か。	共同提案の場合は、共同者の合算値を1提案として扱います。予算上限額は各公募要領を参照ください。
	1-3	1．事業内容及び公募対象	提示された予算規模を超過して提案することは可能か。	各事業内容で実施いただきたい内容を踏まえて予算規模を決定しています。超過する提案も受け付けますが、採択審査において必要性がわかるようご提案ください。必要性が十分でないと判断された場合、採択となった後に予算減額を調整させていただきます。
	1-4	1．事業内容及び公募対象	事業期間は4年より短くても良いのか。4年より短い場合でも事業規模および補助率は同じなのか。	4年より短い期間で問題ありません。その場合も事業規模および補助率に変更ありません。
	1-5	1．事業内容及び公募対象	ステージゲートの審査基準は。中間目標未達の場合には継続否となるのか。	ステージゲート審査では総合的に勘案して判断します。
	1-6	1．事業内容及び公募対象	補助率の割合が2年目まで2/3、3年目以降1/2となるとのことだが、これは、研究開発Ⅱだけのものか。	研究開発Ⅱ以外については、事業期間全体で補助率は2/3で変わりません。
	2-1	2．応募要件・実施要件	応募要件を満たすか、満たさないかの判断はどのように行うのか。	必要とされる書類が漏れなく提出されているか、提案書類の所定事項に抜け漏れなく的確に記入されているかNEDOでチェックします。提案書類で確認できない事項がある場合には、追加の問い合わせを行います。
	2-2	2．応募要件・実施要件	外国企業・大学との提案は可能か。	応募要件として記載しているとおり、日本国内に研究開発拠点を有していることが必要です。
	3-1	3．応募方法	提出期限はいつか。	2026年11月25日（水）正午アップロード完了です。この時点で必要とされる全ての資料・記入事項が充足していないと受付できません。懸念点がある場合は事前にご相談されることをお勧めします。（提案内容についてのご相談はお受けできません）
	3-2	3．応募方法	提案書の再提出はできるのか。	再提出は可能です。差し替えて処理しますので、初回の申請受付番号を記入の上、Web入力フォームよりご提出ください。
	3-3	3．応募方法	提案書記入内容をあらかじめ確認してもらえるか。	ご提案内容に関するコメントは致しかねます。様式チェックは提出いただいた際に随時行いますので、不備等があれば修正を依頼いたします。
	3-3	3．応募方法	共同提案の場合、事業者毎に提案書は必要か。	共同提案の場合でも提案書は1通です。別添様式等で提案者毎の作成を指示する書類もありますのでご注意ください。また、企業化計画書など共同提案者間で共有できない書類がある場合には、公募事務局までご相談ください。
	3-4	3．応募方法	提案にあたり府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録は全項目で必要か。	登録が必要となります。
	3-5	3. 応募方法	複数企業、大学研究室との共同で事業を行う場合、全ての企業および大学研究室のe-Rad登録が必要か。	複数企業と大学研究室と共同実証を行う場合は、原則的に、全ての研究者分のご登録が必要です。
	3-6	3. 応募方法	e-RADは機関の開発責任者を入力するが、機関に分担予定者がいる場合にはその方も入力する必要があるか。また、エフォート登録なども含め参画する各研究機関の代表者だけではなく各研究機関の研究者も登録するのか。	分担予定者が入力する必要はなく、研究開発代表機関の開発責任者様がまとめてご記入下さい。また、分担を頂く各研究機関の研究者につきましてもエフォート含めご入力下さい。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発」全体共通事項

資料名	No	該当項目・内容	問	答
	3-7	3．応募方法	別事業において事業を実施している場合、1年目は別事業で行い2年目以降は本事業で実施していくことは可能か。	別事業にて取り組んでいる中、本事業の初年度の取り組みが一切ない状態では本公募への応募は出来ません。一方、別事業にて取り組んでいる成果を途中から取り込んでいく計画とし、実施している別事業と重複しない事業内容として今年度から取り組んでいただく計画であればご提案頂けます。
公募要領	4-1	4．採択先の選定	選定スケジュールの詳細はいつわかるのか。	ご提案を締め切った後、受付完了連絡とともに、今後の見通しをご案内する予定です。
	4-2	4．採択先の選定	審査はどのように行われるのか。	受付された資料を元に、外部有識者による「採択審査委員会」とその結果を元にNEDO内で実施する「契約・交付審査委員会」の2段階で実施者を決定します。
	4-4	4．採択先の選定	採択後すぐに費用計上を行いたいが事業開始のタイミングはいつ頃か。	採択となった場合、委託事業については、契約日から2ヵ月前（最長で採択通知日まで）の費用から計上が可能です。補助事業については、交付決定通知日（※）の費用から計上が可能です。 ※採択決定とともに交付申請書等の作成依頼を行います。交付申請書を提出いただき、内容に問題がないことが確認できましたら、NEDOから交付決定の通知を行います。
	5-1	5.その他重要事項・留意事項	【補助事業のみ】補助事業期間中に出した特許に関する収入が発生した場合対象となるのか。	補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が対象となります。収益納付額の算定については、「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルをご参照ください。
提案書	1	提案書全体	提案書の枚数に制限はあるか。	提案書の枚数に制限はございません。 採択審査委員等が理解しやすい内容、枚数内で御作成をお願いします。
	1-1	1．実施計画の細目	アウトプット目標、アウトカム目標とは。	アウトプット目標：研究開発活動の成果物。 アウトカム目標：研究開発活動自体やそのアウトプットによって、研究開発を実施または推進する主体が意図する範囲でもたらされる効果・効用。
	1-2	1．実施計画の細目	企業化計画においてグローバル市場の獲得に関する記載は必須か。	必須ではありませんが、グローバル市場の獲得も目指す場合には記載してください。
	2-1	2．実施計画	提案書の２．実施計画における工程表も同様にN4年度まで記載が必要か。	提案書の２．実施計画における工程表もN4年度まで記載してください。
	5-1	5．研究体制	（委託事業）再委託先からの大学や企業への再々委託は可能か。 （補助事業）補助先の委託先からの大学や企業への再委託は可能か。	委託事業における再々委託、補助事業における再委託は認めておりません。
	5-2	5．研究体制	事業期間内に参加企業の経営方針の変更等により、本事業への参加継続が難しくなった場合、体制の変更は可能か。	体制の変更は可能ですが、状況によって条件や手続きが変わりますので、具体的にはNEDOにご相談ください。
	5-3	5．研究体制	複数の提案者でコンソーシアムを組んで、分担して実施することは可能か。	コンソーシアムを組んで、分担して実施することは可能です。共同提案としてご提案ください。
	5-4	5．研究体制	再委託と共同実施の違いは何か。	再委託は委託業務の一部をさらに第三者に委託することを指し、共同実施は委託業務の一部を第三者と共同で実施することを指します。また、研究開発要素が無い場合は外注となります。
	5-5	5．研究体制	ポスドクの雇用を経費として計上することを予定しているが、国籍等の制限はあるか。	「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」により、情報管理体制の確認をお願いしていますが、業務従事者の国籍に関する制限は特段御座いません。
	5-6	5．研究体制	4）委員会等における外部からの指導又は協力者は必須か。	「研究開発体制等の（4）委員会等における外部からの指導又は協力者」の記載は任意です。
	5-7	5．研究体制	「（4）委員会等における外部からの指導又は協力者」において、アの登録委員とイの有識者は、選定基準及び最低限の必要人数はあるか。また、アとイが兼任でも構わないか。	特段、選定基準や最低人数の決まりは御座いません。 また、アとイの兼任は可能です。

公募に関するQ＆A

「太陽光発電導入拡大技術開発」全体共通事項

資料名	No	該当項目・内容	問	答
	6-1	6. 費用について	予算について初年度となるN1年度（2026年度）に公募要領に定める年度上限額となる予算額を記載してよいか。	初年度の期間を踏まえ予算上限額を減額することは無く、初年度から上限額の記載を頂いて問題御座いません。 ただし、2年目以降の予算額についても同様の年度上限額を想定しておりますため各年度での予算上限額についてもご調整の上、ご提案下さい。
	6-2	6. 費用について	N1～N3とされているが、ステージゲートまでの記載ということか。それとも、欄を追加して事業終了まで記載するのか。	4年間のご提案であれば欄を追加しN4年度までご記載下さい。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発」全体共通事項

資料名	No	該当項目・内容	問	答
	6-3	6. 費用について	提案書6.（2）と（3）の違いは何か。 また、共同提案の場合、代表法人以外はどれを使用するか。	（2）補助先の必要額、（3）委託先（若しくは共同研究先）の必要額を記入するフォーマットとなります。共同提案の場合は（2）を御使用願います。
提案書	6-4	6. 費用について	補助先には、間接費が支給されないという理解でよいか。	補助先の委託先が大学等の学術機関の場合に限り、『学術機関等への「IV.委託費・共同研究費」』に間接経費を積算することが可能です。
	6-5	6. 費用について	「(4)項目別明細表（補助先用）」のIV１に「委託費・共同研究費」とあるが、委託費と共同研究費の違いは何か。また、どちらかを選択する必要があるか。	「(4)項目別明細表（補助先用）」のIV１の「委託費・共同研究費」は、NEDOからの補助費用としては差はございません。相手先が委託先か、共同研究先かで区別しています。いずれにせよ「委託先/共同研究先総括表」を基準に転記をお願いいたします。なお、どちらかは必ず選択願います。
	6-6	6. 費用について	（補助事業）「学術機関等に対する共同研究費」は、計上が可能か。	本公募では「学術機関等に対する共同研究費」は定めておりませんので、学術機関へ委託する場合は、「委託費・共同研究費」に計上してください。その場合はNEDOから100％ではなく、企業からも持ち出しが必要になります。なお、同費は補助先の全体額の50％未満とする必要がございます。
	6-7	6. 費用について	「補助先の“全体額”の50%未満」における“全体額”は、”補助金と自己負担分の総額”、”補助先への補助金額”のいずれか。	「補助先の“全体額”の50%未満」における“全体額”とは、”補助金と自己負担分の総額”ではなく”補助先への補助金額”となります。
	6-8	6. 費用について	様式２の研究員、補助員の費用は、単価が同じでも1名毎に１行か、同じ単価の複数名の時間を合算して1行にするのか。	同じ単価であれば複数名の時間を合算して1行で記入いただいて問題ございません。 ただし、何人分が合算されているか分かるように記入してください。 例）研究員A・B・C @ 2,000円　×　200H　＝　400,000円
	6-9	6. 費用について **(2026/10/30追記)**	１月下旬に採択先を決定し、３月下旬に契約締結/交付決定とのことだが、その場合、2026年度の実務日数は数日になると思う。予算はどのように立てればよいか。	（委託事業）NEDOが受理した実施計画書の提出日から最大2か月前まで遡って計上することが可能です。ただし、採択通知日より前に遡ることはできません。 このため、「実施計画書提出日の2か月前」と「採択通知日」のいずれか遅い日を委託期間開始日として設定することが可能です。今回の場合、1月下旬頃から費用計上が可能となる想定ですので、その前提でご検討ください。 （補助事業）交付決定日以降が補助事業期間となり、その期間中に発生した経費が計上対象となります。
	7-1	7. 類似の研究開発及び研究費の応募・受け入れ状況	提案書7.（3）については、主任研究者が特に他研究費の応募が無い場合、「該当なし」でよいか。	主任研究者において他研究費の応募が無い場合、「該当なし」で構いません。
	別-1	企業化計画書	別添１成果の実用化・事業化へ向けた計画について、4年間の実施計画とすると終了後5年間を合わせ10年間分の計画を連携企業等と相談の上で記入する理解か。	事業化計画につきましては仮に4年間の事業期間でご提案の場合、事業終了後5年間の計9年間のご計画をご提出頂きます。企業等と連携し事業化を行っていく場合は事業化へ向けた計画をご提出頂き、企業等の連携は行わず継続的に研究を行っていく場合は継続して行う研究の計画をご記載頂ければと存じます。
	6-1	-	共同提案の場合、若手研究者（40歳以下）数は提案者毎に分けて作成するのか。	代表機関がまとめて作成してください（委託先・共同研究先は除く）。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発」全体共通事項

資料名	No	該当項目・内容	問	答
研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者研究経歴書、 並びに若手研究者（40歳以下）数（委託）／主任研究者研究経歴書及び若手研究者（40歳以下）数	6-2	-	研究開発統括責任者と研究開発責任者は、同一人物が兼務しても差し支えないか。	研究開発統括責任者と研究開発責任者は、同一人物で問題御座いません。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発」全体共通事項

資料名	No	該当項目・内容	問	答
研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者研究経歴書、 並びに若手研究者（40歳以下）数（委託）／主任研究者研究経歴書及び若手研究者（40歳以下）数	6-3	-	若手研究者（40歳以下）の人数は、委託先に所属する研究者の人数のみで計上すればよいか。	若手研究者（40歳以下）の人数は委託先のみで計上をして下さい（再委託先・共同実施先は含みません）。
研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者研究経歴書、 並びに若手研究者（40歳以下）数（委託）／主任研究者研究経歴書及び若手研究者（40歳以下）数	7-1	-	法人立ち上げ前のため、記入できない事項がある場合はどうしたらよいか。	法人立ち上げ状況などを確認しますので、個別にお問い合わせください。
企業情報（委託）／申請者情報（補助）	7-2	-	研究開発項目Ⅱの『別添３：申請者情報』の8. 申請者の概要の(6)現在の主要事業内容（主な製品等）にある③過去5年間の主要事業（新製品等）売上高の記載は必ず必要か。	必ず記載いただく事項となります。
	8-1	-	いずれの認定も受けていない場合は提出しなくてよいのか。	認定を受けていない場合には、認定状況に「無し」と記入し提出してください。また、記載は認定状況のみで、関連する取組などの記載は不要です。
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	8-2	-	会社の年間休日を増やす等のワーク・ライフ・バランス推進を行った実績があったとしても、記載の認定（えるぼし認定等）が無ければ加点対象とならないか。	認定（えるぼし認定等）が無ければ加点対象とはなりません。
	9-1	-	「直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、1円単位）で提出要」とあるが、必ず1円単位までの財務諸表を出す必要があるのか。	採択審査のため当機構のみで使用するものなので、提出が可能であれば1円単位の財務諸表が望ましいです。ただ、それが不可能であるならば、情報公開している単位の財務諸表でも構わないが、追加で確認を依頼する場合があります。
財務諸表	9-2	-	最新の財務諸表を作成中であり公募締切に完成が間に合わない場合、最新の財務諸表が完成したタイミングで追加で提出する必要はあるか。	事業報告・財務諸表について、公募締切時にある直近3年分の財務諸表を御提出いただければ構いません。なお、追加提出願いについては、審査内の判断等により御相談申し上げます。
	10-1	-	履歴書について研究開発統括責任者と研究開発責任者が同一の研究者の場合には、様式１のみの提出で良いか。	研究開発統括責任者と研究開発責任者が同一人物であれば、様式１の研究経歴書のみご提出をお願いします。
研究開発統括責任者履歴書	11-1	-	「賃上げを実施することを表名した企業等に対して、採択審査内で加点する」点については、どのような書式、内容のものを提出したら良いのか。	書式、内容については、別添5の記載見本をご参照ください。 なお、賃上げの上昇率、賃上げの公表日時、同公表URLを示していただくこととなります。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発」全体共通事項

資料名	No	該当項目・内容	問	答
賃金引上げ計画の表明書	11-2	-	賃金引上げ計画の表明書について、算定方法に決まりはあるか。また、賃上げが実施されたかどうかの確認方法について決まりはあるか。	賃金引上げ計画の表明書について、算定方法および賃上げが実施されたかどうかの確認方法までは定めておりません。別添4の記載要領、留意事項を御確認の上、様式に従い、内容を御記入願います。
	11-3	-	賃上げが表明の数字に至らなかった場合、理由書の提出、賃上げが予定とおり行われなかった旨の公表の他、罰則や処分はあるか。	賃上げが表明の数字に至らなかった場合、NEDOへ理由書を提出していただくこととなります。また、やむを得ない事情等が無い場合、同旨を自社webページ等で公表いただくこととなりますが、罰則、処分までは、想定しておりません。
賃金引上げ計画の表明書	12-1	-	採択された場合の事業概要の公開について提案時の事業概要を公開する形となるのか、もしくはNEDO側にて調整を行い公開を行うのか。	実施体制や期間、開発目的、開発内容などの概要は公表させて頂きます。また、各年度での中間進捗の報告となる中間年報や事業終了後に成果報告書として事業の進捗状況や成果を公表させて頂きます。 一方、特許や論文、ノウハウなど技術的に守秘する必要が御座います実施内容につきましては、相談の上で公開のタイミングを調整させて頂くか、非公表とするなどの対応を行わせて頂きます。
採択後の情報公開について	13-1	-	NEDO側にて、他企業様とのマッチングのサポートや紹介など、何らかの仕組みやフォローはあるか。	定期的に成果報告会の開催や再生可能エネルギーに関連した展示会などに出展するなどし、研究成果を発信して頂くことによるマッチングの支援など実施をしております。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発／研究開発項目（Ⅱ）設置場所に応じた太陽光発電システム技術開発」（補助事業）

資料名	No	該当項目・内容	問	答
公募要領	1-1	1-(1)事業内容	事業化の規模については、明確なイメージはあるか。	大きさ、規模感について明確には定めておりませんが、導入拡大を満たすこと、普及していくことが前提となります。
	1-2	1-(1)事業内容	太陽電池モジュール開発・設置施工開発・維持管理方法開発についてすべての開発を行わないといけないのか。	事業化に向けて必要な開発のみで問題ありません。
	1-3	1-(1)事業内容	施工技術開発の場合の太陽電池は海外製のものを使用してもよいか。	国内製の太陽電池を推奨していますが、海外製品を排除するものではありません。
	1-4	1-(1)事業内容	中間目標の「実装が想定される環境を模した環境下」とは何か。	実証は、事業化製品と同程度のサイズ且つ同一の曝露環境下で、簡易的な架台等（設置対象物が違うものでも可）へ設置して行うことを想定しています。
	1-5	1-(1)事業内容	最終目標の「実装が想定される環境下」とは何か。	実証は、事業化製品と同サイズ且つ同一の曝露環境下で、事業化を考えている対象物へ設置して行うことを想定しています。
	1-6	1-(1)事業内容	経済合理性とは何か。	新たにシステムを導入する場合、一般に初期費用・ランニング費用及び導入メリット・デメリット等をトータルで比較検討します。オフグリッドでの事業化を想定する場合、既存のエネルギー源又は導入をしない場合と比較し利益が見いだせれば導入が進みます。経済合理性とは、システム導入前後で得られる利益を示します。
	1-7	1-(1)事業内容	設置場所に応じた太陽光発電システム技術開発とあるが、設置に関する要素（架台、治具、場所等）が必須の開発となるのか？	システムに関わる全てを開発する必要はなく、既に開発済みの要素を使っていただいて問題ありません。技術開発課題とそれに対する取組内容を明確に記載してください。
	1-8	1-(1)事業内容	施工技術開発の場合に使用する太陽電池（購入品）は、開発期間中、頻繁に変更しても問題無いのか？	予算の範囲内で必要経費を適切に計上いただいているかを確認します。必要性がある場合には、太陽電池を交換して問題ありません。
	1-9	1-(1)事業内容	オフグリッド事業の場合でも応募時の発電コストを示す必要があるのか。	オフグリッド事業の場合でも、発電コストの記載をお願いいたします。
	1-10	1-(1)事業内容	28年度より実装の環境下で試験とあるが、その年度を前倒ししても構わないか。また、開発終了時期を前倒ししても構わないか。	前倒し頂いても構いません。
	1-11	1-(1)事業内容	系統接続での事業化目標に発電コスト10円/kWh以下とあるが、「補助金あり」のケースで達成すれば良いか。	発電コスト10円/kWh以下達成は、「補助金あり」のケースで構いません。ただし、補助金はいつまで続くかわからないため、「補助金なし」のケースではこうなると言うパターンも提出いただくこととなります。
	1-12	1-(1)事業内容	中間目標と最終目標の目標売電単価が同じ10円/kWhであるのは何故か。	目標売電単価の目標（10円/kWh）は、中間時、最終時と同じ値になりますが、異なる環境下（実装想定を模した環境下、実装想定の環境下）でそれを達成いただくこととなります。
	1-13	1-(1)事業内容 **（2026/10/30追記）**	今回の公募は「新たな設置場所への導入を目的とした太陽光発電システムの開発」とのことだが、量産化技術の開発や製造プロセスの開発も補助対象に含まれるという理解でよいか。	本研究開発項目では、技術開発と実証の部分が対象となります。量産化は技術開発と実証の先の技術だと思いますので、このプロジェクトでは、これから広めていくうえで実証が必要なものが対象と理解ください。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発／研究開発項目（Ⅱ）設置場所に応じた太陽光発電システム技術開発」（補助事業）

資料名	No	該当項目・内容	問	答
	2-1	2.応募要件・実施要件	補助事業者の対象は企業のみか。	自己資金が必要ですが、大学等でも対象になります。全ての補助事業者は事業シナリオの提出が必要です。
	2-2	2.応募要件・実施要件	基本性能が完了しているとはどういう意味か。	実証を中心とした開発を想定しているため、事業化する部材のスペックと応募時点での部材のスペックが大きく乖離していることを想定していません。部材自体の開発を排除するものではありませんが、事業期間内での部材開発は機能付加的な開発をイメージして下さい。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発／研究開発項目（Ⅱ）設置場所に応じた太陽光発電システム技術開発」（補助事業）

資料名	No	該当項目・内容	問	答
公募要領	2-3	2.応募要件・実施要件	「応募時点で部材の基本性能評価が完了していること」とあるが、基本性能評価とは具体的にどの程度のレベルを求められるか。	太陽光電池であれば、サイズ、発電効率、耐久性等の基本性能は確立されており、それが実用レベルから遠く離れていないことが前提となります。
	2-4	2.応募要件・実施要件 **（2026/10/30追記）**	基本性能評価が完了していることを示すにあたり、第三者認証等の指定はあるか。	指定はございません。
	3-1	3.応募方法	事業シナリオを提出する理由はなにか。	本事業は事業化を真摯に目指す事業者を対象としているため、事業シナリオで事業の可能性と開発項目の適合性を判断します。
	3-2	3.応募方法	事業シナリオは共同提案の場合幹事補助事業者のみの提出でよいか。	共同提案するすべての補助事業者の提出が必要です。役割分担に沿った事業シナリオを記載方法に従って作成をお願いします。 企業化計画についても同様に全ての補助事業者の提出が必要です。
	4-1	4.採択先の選定	事業シナリオにはどの程度の根拠が必要なのか。定性的、イメージ的なもので良いのか。信ぴょう性の高いデータが必要なのか。	必ずしもエビデンス等を求めるものではありませんが、採択審査時に具体性や実効性を確認する際の参考となりますので、可能な範囲で記載してください。
提案書	5-1	4.研究開発体制等	共同提案の組み合わせは「企業間」のみですか。	はい。その通りです。ただし、2-1で補足した内容も含め、応募要件を満たした大学についても認めます。
	5-2	4.研究開発体制等	企業の下に企業が付く体制、すなわち他の企業への委託も可能か。	委託先は企業、大学、研究機関など特に制限はございません。
	別-1	企業化計画書	発電コストが高い安いと言う観点以外に、経済合理性が高い低いと言う観点を強調しても良いか。	経済合理性上のメリット、消費エネルギー低減効果等により既存エネルギーから太陽光発電に切り替えられると言うメリット、観点を強調していただいても良いです。
発電コスト算出シート	6-1	算出シート	補助金の取り扱いについてどのように対応したらよいか？	補助金が本事業終了後も続く保証はありませんので、補助金「有」「無」の両方で算出をお願いします。この時補助金の名称・期間・趣旨等の情報を記載して下さい。
	6-2	算出シート	どのように記入したらよいか教えてほしい。	製品サイクル（生産又は購入→取付→運用→保守点検→撤去）のトータル費用を運用中の発電量（kWh）で除した値を現在価値に割り戻したものになります。 エクセルの「可変（入力必須）」の部分に各項目の数字を入力して頂ければ自動で計算されます。
	6-3	算出シート	発電コスト算出シートはオフグリットでの事業化を検討している場合も必要か。	必要です。導入想定分野で求められる要件（経済合理性・消費エネルギー低減）を踏まえた定量的評価についても記載をお願いします。
	6-4	算出シート	劣化率、稼働年数、システム価格の内訳、稼働率、O&M、廃棄費用などはどのように記載すれば良いか。	直近の調達価格算定委員会を典拠して下さい。上記から変更する場合には根拠や理由を明確にして記載して下さい。また、事業内で上記を改善する場合には、実施内容、マイルストーン、KPIなどを設定をお願いします。
	6-5	算出シート	その他として何を記載すれば良いか。	システムを構成するのに必要な機器、設置に必要な経費（系統接続、環境影響評価など）を記入願います。
	6-6	算出シート	事業途中での発電コストを示す場合、その数値には、どの程度の根拠が必要なのか。	発電コスト算出シートを用い、調査、開発、実験の結果等も踏まえ、発電コストを示していただきます。
	6-7	算出シート	発電コスト算出シートを記入する際、変換率、劣化率等は、実際の仕様書から転用する必要があるのか。それとも将来の見込みや想定を記入して良いものなのか。	根拠の証明のために見積書等を付けていただく必要はありませんが、説明がつく根拠に基づく現実的な数値を記入してください。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発／研究開発項目（Ⅱ）設置場所に応じた太陽光発電システム技術開発」（補助事業）

資料名	No	該当項目・内容	問	答
	6-8	算出シート	算出シートの割引率、設定の方法はどのように考えたらよいか。	発電コスト算出シートの割引率は、NEDOでは調達価格等算定委員会でのパラメータとして3%を採用しておりますが、各社の事業内容を勘案して設定して下さい。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発／研究開発項目（Ⅱ）設置場所に応じた太陽光発電システム技術開発」（補助事業）

資料名	No	該当項目・内容	問	答
事業シナリオ	7-1	1.各事業主体の役割分担	全ての補助事業者が記載する必要があるか。	①共同提案する幹事補助事業者②委託を行う単独補助事業者が対象です。各事業体の役割分担を明確にする目的です。
	7-2	2. 事業戦略・事業計画	事業シナリオについて、売上見通しで記載する利益とはこの事業で開発された技術の販売による利益か、この技術を利用して得られる利益か。	売上見通しでの利益は、この技術を利用するビジネスモデルに応じて算定して下さい。

公募に関するQ&A

「太陽光発電導入拡大技術開発／研究開発項目（Ⅲ）発電設備の長期安定電源化技術開発」（委託事業、補助事業）

資料名	No	該当項目・内容	問	答
公募要領（委託）	1-1	1-(1)事業内容	ガイドライン等（※）の改定に資する技術資料を作成する際の、改定するポイントについては指定はあるのか。 ※太陽光発電システム保守点検ガイドラインを想定	こちらからの事前の指定はございませんが、関係者との調整を行い、市場ニーズや波及効果も意識して作成してください。
	2-1	2.応募要件・実施要件	委託事業者の対象は大学のみか。	企業等でも対象になります。
公募要領（補助）	3-1	1-(1)事業内容	「太陽光発電設備の設置場所・設置形態に応じた運転維持費（想定市場における平均値）」の参考となる情報があれば教えて頂きたい。	調達価格等算定委員会の数値等を参考にしてください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20260205_1.pdf ※10kW未満、10kW以上(地上設置・屋根設置)
	3-2	1-(1)事業内容	「太陽光発電設備の設置場所・設置形態に応じた運転維持費（想定市場における平均値）」が目標設定時から変化した場合には目標を再設定するのか。	市場動向などによって目標を見直す可能性もあります。その際は外部有識者等の助言も踏まえて検討します。
	3-3	1-(1)事業内容	「太陽光発電設備の設置場所・設置形態に応じた運転維持費（想定市場における平均値）」に関する統計データがない場合（水上等）には、自分たちで見積もれば良いのか。	統計データが無い場合も妥当と判断できる根拠に基づいてご提案ください。
	3-4	1-(2)公募対象	ステージゲート審査通過後も事業規模および補助率は同じなのか。	事業規模および補助率に変更ありません。
	3-5	2.応募要件・実施要件	共同提案の場合、参加企業数に制約はあるか。	制約はありませんが、各提案者の役割を確認して、必要性を判断します。
	4-1	2.応募要件・実施要件	「（1）補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること」とあるが、技術開発を大学等へ委託することは問題ないか。	技術開発の一部を委託することは問題ありませんが、主たる開発内容を提案者が有する必要があります。その際、委託できる費用は原則、提案者の事業費総額の50%未満となります。
提案書（補助）	5-3	4.研究開発体制	記載すべき「協力機関」とはどのような役割を担う機関を指しているのか。また協力機関を記載する場合には、委託先と同様に選定した理由（業務遂行能力や専門性など）の記載は必要か	協力機関は、補助先や補助先からの委託先にならず、連携して開発に取り組む機関になります。そのため、研究開発に関する費用計上を行うことはできません。選定にあたって理由の記載は必要ありませんが、どのような位置づけで関与することになるか明示してください。
	6-6	5.当該技術又は関連技術の研究開発実績	「当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況」には委託先も含めて記載するのか	委託先も含めて記載してください。
	6-7	6. 補助事業に要する費用の内訳等	大学への委託費には間接経費を積んでも良いのか。	学術機関等に対する委託費・共同研究費の場合は「間接経費」が積算可能です。
	6-8	7. 類似の研究開発及び研究費の応募・受け入れ状況	「本提案の研究開発と並行して類似の自社研究を続ける場合には、その研究概要、目標（性能等）を明らかにしてください。」とのことですが、規模の大小に関わらず記載が必要なのか。また「類似」の判断基準は。	規模の大小に関わらず記載してください。また類似とは、提案内容に基づいて提案者でご判断ください。
	6-9	企業化計画書	想定の範囲で記述とありますが、材料の調達先や販売先等についても想定で構わないのか。実現可能性をどの程度見込めば良いのか。	材料の調達先や販売先等についても想定で構いません。実現可能性を判断するため、具体的な記載をお願いします。
	6-10	企業化計画書	当該事業で行われる技術開発の内容以外で並行して行われるべきことについても具体的に記載するようにとのことだが、例えば標準化は研究開発後に着手することが多く、またかなり時間もかかることが見込まれ、補助期間終了5年間の間にはあまり記載できるようなことがない可能性があるが、それでも問題ないか。	活動途中となる見込みも含めて5年間での計画を可能な範囲で記入してください。